

## 制度概要

建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰するもので、「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的に平成4年度から実施。

## 対象・基準

### ○対象

①建設現場業務に直接従事(※)している期間が20年以上

※直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うこと  
(例えば、現場代理人等の施工管理業務のみの場合は対象外)

②原則、年齢40歳以上65歳以下

③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

### ○顕彰基準

①技能・技術が優秀であること

②工事施工の合理化等に貢献していること

③後進の指導育成に努めていること

④安全・衛生の向上に貢献していること

⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

※過去の刑罰等の欠格規定あり。

### <被顕彰者数(全国)>

#### ○合計人数

11,466人(平成4年～令和3年)

※女性被顕彰者数の合計55人

#### ○直近3年間

456人(第28回・令和元年度)

455人(第29回・令和2年度)

482人(第30回・令和3年度)



## 四国地整からの推薦方法

○四国地整からの推薦枠は5名。

○推薦方法は、基本的には前年度に直轄工事おける「優良工事表彰」を受賞した工事(下請含む)から四国地整が推薦者を決定する。

○本省(不動産・建設経済局)は、全国の建設業者団体、都道府県及び地方整備局等からの推薦を受けた建設技能者を審査委員会において選考のうえ受賞者を選定。

### ○スケジュール

・11月～12月頃 本省より地整に推薦依頼 2月頃 四国地整から本省に報告 9月頃 受賞者決定